石川県立羽咋高等学校同窓会会則 改正案

第5章 会計

- 第31条 1 本会の事業、行事の運営のための原資は、入会金、拠出金、寄付金、運営協力金及びその他の収入によるものとする。
 - 2 正会員は、**入会金 10,000 円を納入する**ものとする。
 - 3 運営協力金(1口1,000円とし口数は問わない)は、毎年度会員から募る。
- 第32条 財産処分に関しては、拡大役員会の議決を経て実行する。
- 第33条 本会の会計年度は6月1日から翌年5月31日までとする。

附則

- 1. 会員の慶弔等について、次の基準により行うことを内規として定める。
- (1) 会長が退任したとき及び賛助会員が転任又は退職したときは、記念品を贈呈する。
- (2) 会長、賛助会員及び名誉会員が死亡したときは、香典を贈り弔意を表する。
- (3) 正会員及び特別会員の慶弔は、原則として行なわない。但し特別の事情があるときは、会長及び事務局員が協議して処理し執行役員会で報告する。
- この会則は、本会設立の日から実施する。
- この会則の一部改正は、昭和56年7月26日から実施する。
- この会則の一部改正は、昭和58年7月31日から実施する。
- この会則の一部改正は、昭和60年7月28日から実施する。
- この会則の一部改正は、昭和63年7月23日から実施する。
- この会則の一部改正は、平成2年7月22日から実施する。
- この会則の一部改正は、平成5年7月25日から実施する。
- この会則の一部改正は、平成10年7月26日から実施する。
- この会則の一部改正は、平成11年7月25日から実施する。
- この会則の一部改正は、平成13年7月22日から実施する。
- この会則の一部改正は、平成14年7月28日から実施する。
- この会則の一部改正は、平成17年7月31日から実施する。
- この会則の一部改正は、平成18年7月30日から実施する。
- この会則の一部改正は、平成23年7月24日から実施する。
- この会則の一部改正は、平成28年7月31日から実施する。
- この会則の一部改正は、平成29年7月30日から実施する。
- この会則の一部改正は、令和 元年8月4日から実施する。
- この会則の一部改正は、令和 5年4月1日から実施する。